

南部町条例第 20 号

南部町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 24 日

南部町長

A stylized, handwritten signature in black ink, likely belonging to the Mayor of Minamibu-cho, placed to the right of the official title.

南部町印鑑条例の一部を改正する条例

南部町印鑑条例（平成 16 年南部町条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「非漢字圏の外国人住民」の次に「又は漢字圏の外国人住民（本国における公的な身分証明書において氏名に漢字が使用されない者に限る。）（以下「非漢字圏等の外国人住民」という。）」を加える。

第 6 条第 1 項第 7 号中「外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民」を「非漢字圏等の外国人住民」に改め、同条第 2 項中「作成することができる」を「作成するものとする」に改める。

第 15 条第 1 項中「個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。）」を「個人番号カードをいう。以下同じ。）、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 15 の 2 第 1 項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）（これらのうち電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認

証法」という。)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。以下同じ。)」に改め、同条第2項中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。